

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.42

2015 年 6 月 23 日

「H&H 中国最新法令情報」(No.42)をお送りします。

本号では、《4 月の主要法令》として、今年 4 月中に発布又は施行された以下の法令を紹介しています。

《中国法務「基本のき」》では、「中国の時効制度」と題する記事を掲載しました。中国の時効制度の概要、時効中断の方法、日本法との相違点について紹介しています。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(4 月).....	2
【法律】	
広告法.....	2
食品安全法.....	2
【行政法規】	
中国(広東)自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知.....	2
中国(天津)自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知.....	2
中国(福建)自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知.....	2
自由貿易試験区外商投資準入特別管理措置(ネガティブリスト).....	3
自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法.....	3
【部門規章】	
知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関する規定.....	3
外商投資企業外貨資本金決済管理方式の改革に関する通知.....	4
自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法(試行).....	4
【司法解釈】.....	5
最高人民法院「行政訴訟法」の適用若干問題に関する解釈.....	5
■ 中国法務「基本のき」.....	6

■ 主要法令(4月)

【法律】

■ 广告法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会
[发布文号] 主席令第22号
[发布日期] 2015年4月24日
[实施日期] 2015年9月1日
[概要]

首次对1994年制定的《广告法》作出修改。此次修改顺应中国广告市场的扩大及变化作出了相应的修改。例如，关于保健食品、酒类、教育、投资、房屋、种苗追加了新的或具体的规定。另外，关于虚假广告，列举了具体行为，关于利用互联网的广告活动也追加了新的规定。

【法令原文】http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content_1934594.htm

■ 广告法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会
[発布番号] 主席令第22号
[発布期日] 2015年4月24日
[実施期日] 2015年9月1日
[概要]

1994年に制定された「广告法」の初めての改正である。今回の改正では、中国の広告市場の拡大及び変化に応じた改正が行われている。例えば、保健食品、酒類、教育、投資、家屋、種苗について新規又は具体的な規定が追加された。また、虚偽広告については、具体的な行為が例示され、インターネットを利用した広告活動についても新たに規定が追加されている。

■ 食品安全法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会
[发布文号] 主席令第21号
[发布日期] 2015年4月24日
[实施日期] 2015年10月1日
[概要]

本法是对2009年制定的现行《食品安全法》的大幅度的修改。本修正法除引入了现有食品安全相关法规的规定之外，还新增了无食品安全国家标准的商品的进口相关规定等。

【法令原文】http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content_1934591.htm

■ 食品安全法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会
[発布番号] 主席令第21号
[発布期日] 2015年4月24日
[実施期日] 2015年10月1日
[概要]

この法律は、2009年に制定された現行「食品安全法」を大幅に改正したものである。この改正法は、既存の食品安全関係法規の規定を取り込んでいるほか、食品安全国家基準のない商品の輸入に関する規定等を新しく追加している。

【行政法规】

- 国务院关于印发中国（广东）自由贸易试验区总体方案的通知
 - 国务院关于印发中国（天津）自由贸易试验区总体方案的通知
 - 国务院关于印发中国（福建）自由贸易试验区总体方案的通知
- [发布部门] 国务院
[发布文号] 国发(2015)18、19、20号
[发布日期] 2015年4月8日

- 中国（広東）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知
 - 中国（天津）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知
 - 中国（福建）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通知
- [発布部門] 國務院
[発布番号] 国発(2015)18、19、20号
[発布期日] 2015年4月8日

〔実施日期〕 2015 年 4 月 8 日

〔概要〕

应 2014 年 12 月 28 日的全国人民代表大会常务委员会就在广东、天津及福建新设自由贸易试验区的决定，国务院发出上述《通知》。

这些《通知》规定了在广东、天津及福建的自由贸易试验区的整体规划。根据这些《通知》，三个新的自由贸易试验区已于 4 月 21 日设立。

〔法令原文〕http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9623.htm
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9625.htm
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9633.htm

■ 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）

〔发布部门〕 国务院办公厅

〔发布文号〕 国办发(2015)23 号

〔发布日期〕 2015 年 4 月 8 日

〔实施日期〕 2015 年 5 月 7 日

〔概要〕

本《负面清单》就在自由贸易试验区内外商投资的不适用国民待遇等原则的领域及在这些领域认可外商投资时的条件作出了规定。

〔法令原文〕http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9627.htm#

■ 自由贸易试验区外商投资国家安全审查暂行办法

〔发布部门〕 国务院办公厅

〔发布文号〕 国办发(2015)24 号

〔发布日期〕 2015 年 4 月 20 日

〔实施日期〕 2015 年 5 月 20 日

〔概要〕

本《办法》就在自由贸易试验区内的外商投资者的投资的国家安全审查的审查范围、审查内容及审查程序和机制作出了规定。

〔法令原文〕http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9629.htm

〔実施期日〕 2015 年 4 月 8 日

〔概要〕

2014 年 12 月 28 日に全人代常務委員会が広東、天津及び福建に自由貿易試験区を新設することを決定したことを受けて、國務院が出した「通知」である。

これらの「通知」は、広東、天津及び福建における自由貿易試験区の全体計画を定めている。三つの新しい自由貿易試験区は、これらの「通知」により、4 月 21 日に発足した。

■ 自由貿易試験区外商投資准入特別管理措置（ネガティブリスト）

〔發布部門〕 國務院弁公庁

〔發布番号〕 国弁発(2015)23 号

〔發布期日〕 2015 年 4 月 8 日

〔実施期日〕 2015 年 5 月 7 日

〔概要〕

この「ネガティブリスト」は、自由貿易試験区において、外資に対し内国民待遇等の原則を適用しない分野、及びこれらの分野において外商投資を認める場合の条件について規定している。

■ 自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法

〔發布部門〕 國務院弁公庁

〔發布番号〕 国弁発(2015)24 号

〔發布期日〕 2015 年 4 月 20 日

〔実施期日〕 2015 年 5 月 20 日

〔概要〕

本「弁法」は、自由貿易試験区における外商投資者の投資に対する国家安全審査の審査範囲、審査内容及び審査手続とメカニズムを規定したものである。

【部門規章】

■ 关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定

〔发布部门〕 国家工商行政管理总局

■ 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関する規定

〔發布部門〕 國家工商行政管理總局

[发布文号] 国家工商行政管理总局 74 号
[发布日期] 2015 年 4 月 7 日
[实施日期] 2015 年 8 月 1 日
[概要]

本《规定》的目的在于限制滥用知识产权排除、限制竞争的行为。

《反垄断法》就独占合意或支配地位的滥用行为予以禁止。本《规定》规定在滥用知识产权违反此禁止时，除没收违法所得之外，处以前年度销售额的 1%~10% 的罚款。

【法令原文】http://www.saic.gov.cn/zcfg/xzgjgfwj/xxb/201504/t20150413_155104.html

■ 关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知

[发布部门] 国家外汇管理局
[发布文号] 汇发(2015)19 号
[发布日期] 2015 年 4 月 8 日
[实施日期] 2015 年 6 月 1 日
[概要]

迄今为止，关于外资企业的资本金结汇一直采用“支付结汇制”（外资企业在每次进行支付时向银行申请资本金结汇的制度），根据本《通知》规定，引入“意愿结汇制”（外商投资企业根据意愿将资本金的 100%（暂定）结汇后存入专用账户，随时用于必要支付的制度）。外商投资企业可根据自身的情况在结汇时选择两种制度。据此，关于资本金可以避免汇率的变动风险。

【法令原文】

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzhwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/f4be0f0047efabb79cb1bceee2a1794d/

■ 自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）

[发布部门] 商务部
[发布文号] 2015 年第 12 号
[发布日期] 2015 年 4 月 8 日
[实施日期] 2015 年 5 月 7 日

[発布番号] 国家工商行政管理総局 74 号
[発布期日] 2015 年 4 月 7 日
[実施期日] 2015 年 8 月 1 日
[概要]

本「規定」は、知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為を規制するものである。

「独占禁止法」は独占合意又は支配的地位の濫用行為を禁止している。本「規定」は、知的財産権を濫用してこの禁止に違反した場合には違法所得を没収するほか、前年度販売額の 1%~10% の罰金を科するとしている。

■ 外商投資企業外貨資本金決済管理方式の改革に関する通知

[発布部門] 国家外貨管理局
[発布番号] 匯発(2015)19 号
[発布期日] 2015 年 4 月 8 日
[実施期日] 2015 年 6 月 1 日
[概要]

これまで、外資企業による資本金の人民元転に関しては「支払元転制」（外資企業が支払いを行うたびに銀行に対して資本金の人民元転を申請する制度）が採用されてきたが、本「通知」により、「任意元転制」（外資企業が任意に資本金の 100%（暂定）を人民元転して専用口座に入金し、随時必要な支払いを行う制度）が導入された。外資企業は自己の状況に応じて、人民元転をする際に両制度を選択することができ、これにより、資本金について為替相場の変動リスクを回避することができるようになった。

■ 自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法（試行）

[発布部門] 商務部
[発布番号] 2015 年第 12 号
[発布期日] 2015 年 4 月 8 日
[実施期日] 2015 年 5 月 7 日

【概要】

本《办法》适用于在自由贸易试验区内的外国投资者设立、变更外商投资企业及备案合同、章程相关事宜。本《办法》规定在自由贸易试验区内设立或变更外商投资企业时无需事前审批，事前或事后 30 日内办理在线备案手续。

【法令原文】<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201504/20150400946303.shtml>

【概要】

本「弁法」は、自由貿易試験区における外国投資者が外商投資企業の設立、変更及び契約・定款の届出に関して適用される。本「弁法」によると、自由貿易試験区内に外商投資企業を設立又は変更する場合には事前審査はなく、事前又は事後 30 日以内にオンラインで届出手続を行うこととされている。

【司法解釈】

■ 最高人民法院关于适用《行政诉讼法》若干问题的解释

【发布部门】 最高人民法院

【发布文号】 法释(2015)9 号

【发布日期】 2015 年 4 月 27 日

【实施日期】 2015 年 5 月 1 日

【概要】

自 2015 年 5 月 1 日起，修改后的《行政诉讼法》开始实施。本《解释》是针对本修正法，最高人民法院对此作出的解释。

另外，之前公布的原《行政诉讼法司法解释》并未失效，与本《解释》矛盾的，以《本解释》为准。

【法令原文】<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14294.html>

■ 最高人民法院「行政訴訟法」の適用若干問題に関する解釈

【発布部門】 最高人民法院

【発布番号】 法釈(2015)9 号

【発布期日】 2015 年 4 月 27 日

【実施期日】 2015 年 5 月 1 日

【概要】

2015 年 5 月 1 日、改正「行政訴訟法」が施行された。本「解釈」は、この改正法について、最高人民法院がその解釈を示したものである。

なお、旧「行政訴訟法」について公布された旧「司法解釈」は廃止されていないが、本「解釈」と矛盾する場合は本「解釈」が基準となる。

【劉楊、臧晶】

■ 中国法務「基本のき」

中国の時効制度

【ご質問】 中国では債権の消滅時効期間は2年と聞いています。債権が時効にかからないようにするには、どうすればいいのでしょうか。

■ 中国の時効制度

中国では、「民法通則」が民事債権の「訴訟時効」(日本の消滅時効)について原則的な規定を置いています。これによると、債権の訴訟時効期間は原則として2年です(「民法通則」第135条)が、以下の債権の訴訟時効期間は1年とされています(同第136条)。

- (1) 身体傷害を理由とする賠償請求権
- (2) 品質不合格の商品を販売し、それを告知していない販売者に対する請求権
- (3) 賃借料の請求権
- (4) 寄託物の紛失・毀損を理由とする賠償請求権

なお、他の法律に別段の規定がある場合はそれを従います。例えば、国際貨物売買契約や技術輸出入契約に基づく債権の訴訟時効期間は、「契約法」第129条の規定により4年に延長されています。

■ 時効の中断

時効については、日本と同様、中国でも「時効の中断」が認められています。「時効の中断」というのは、時効の進行を中断し、改めて最初から時効を進行させる制度をいいますが、中国の「民法通則」は、以下の3つを時効の中断事由として規定しています(第140条)。

- (1) 訴訟の提起
- (2) 債務者に対する要求
- (3) 債務者による履行の承諾

したがって、例えば売掛債権が時効にかかりそうになっている場合には、上記のいずれかにより時効の進行を中断する必要がありますが、(1)の訴訟の提起は時間も費用もかかりますし、(3)の履行の承諾は相手方が同意しないと得られませんから、(2)の債務者に対する要求(催告)をするのが通常です。

■ 「催告」の方法

日本では、このような場合、内容証明郵便で「催告書」を送るのが通常ですが、中国には内容証明郵便制度はありませんから、催告したことを後日証明できるようにするために、「催告書」の原本を郵送するとともに、そのコピーを電子メールで送信する等の方法が採用されることになります。

債務者が行方不明の場合は、公示により催告することができますが、公示は、国家レベル又は債務者所在地の省レベルの影響がある新聞等でなければなりません(「民事案件の審理における訴訟時効制度の適用に関する若干問題の規定」第10条第1項第3号)。

なお、催告は、債務の保証人にもすることができます。保証人に対して催告をした場合は主たる債権者に対する関係でも時効が中断されます(『民法通則』の執行貫徹における若干問題に関する意見(試行)第173条第2項)。

■ 催告の効力

日本でも「催告」は時効の中断事由とされていますが、債権者は、催告後6ヶ月以内に訴訟等を提起しなければならず、「催告」を繰り返しても、時効の完成を阻止することはできません。

これに対し、中国の「民法通則」の下では、「催告」はそれだけで時効を中断することができます。したがって、「催告」をした後、売掛債権が再度時効にかかりそうになったら、債権者は、改めて催告をすることによって時効を中断することができます(『民法通則』の執行貫徹における若干問題に関する意見(試行)第173条第1項)。

【減晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト: <http://www.lexhh.com/> 電子メール: info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。